

板橋区における区立中学校部活動の改革の推進について

1 検討の経緯

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、達成感の獲得、学習意欲の向上、責任感や連帯感の高まり等に寄与するものとして、大きな役割を担ってきた。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師との人間関係を構築する等の教育的意義に加え、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上の意義のあるものでもあった。

一方で、部活動は、近年、持続可能性の面で厳しさを増している状況にある。少子化が加速する中において、区立中学校全体に係る大きな影響は、まだ顕在化していない。しかし、局所的にみると、小規模校で、生徒数が少ないことによる部活動の停滞が起きているなど、近い将来の少子化の影響の兆しが見え始めている。また、教員の働き方改革推進の視点で見ると、平日の勤務時間外や休日に、指導、引率、大会運営が求められるなど、競技経験のない種目の指導を求められるなど、教員にとって過大な業務負担となっている実態がある。

これら、中学校の部活動に関する持続可能性の問題については、中央教育審議会や国会等においても指摘され、次のとおり、適正化に向けた改善方策や方向性が示されてきた。

- (1) 平成30年3月スポーツ庁、12月文化庁
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定
(学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ、芸術文化等の環境整備を進める)
- (2) 平成31年1月 中央教育審議会
「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」
(地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである)
- (3) 令和元年11月 国会(衆議院、参議院)
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案国会審議において附帯決議
(部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること)
- (4) 令和2年9月 スポーツ庁
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」提示
(中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位か

ら地域単位の取組とする』ことが指摘されている。今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示する)

(令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする)

- (5) 令和3年10月スポーツ庁、令和4年2月文化庁
「運動部活動の地域移行に関する検討会議」設置
「文化部活動の地域移行に関する検討会議」設置
- (6) 令和4年6月6日スポーツ庁、8月9日文化庁
「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」
「文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言」
- (7) 令和4年12月 スポーツ庁、文化庁
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
※ 前記(1)を統合し、全面改定するもの

2 スポーツ庁及び文化庁による部活動の地域移行に関する提言について

スポーツ庁及び文化庁により示された部活動の地域移行に関する提言の概要は次のとおりである。

(1) 改革の方向性

平日の部活動も視野に入れつつ、休日の部活動から段階的に地域移行していく。なお、移行のあり方や方法については、複数の道筋や多様な方法があることを前提に、柔軟な体制づくりを進める必要がある。

あわせて、地域移行の受け皿となる地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツの振興についても着実に取り組むことが重要である。

(2) 地域における新たなスポーツ環境のあり方とその構築方法等

地域移行にあたり、現行部活動の練習内容、活動時間、指導體制などをそのまま移行しようとする、課題が温存される可能性があるため、新たな視点で構築していく必要がある。

(3) 地域における受け皿団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保について

生徒にスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を提供する団体等の十分な整備や、質・量ともに十分な指導者の確保が必要である。

(4) 地域におけるスポーツ施設の確保方策

中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設などの利用を促進する必要がある。

(5) 大会のあり方

部活動改革に関する議論は、これまでに、公益財団法人日本中学校体育連盟等の大会主催者に対し国等により行われてきた、大会運営に関する見直し等の指摘を具現化する好機であるため、生徒にふさわしい大会のあり方について整理する。

(6) 地域スポーツにおける会費のあり方

今後、生徒が、地域においてスポーツ・文化芸術活動に参加する際には、所属する団体等に会費を支払うこととなるため、適正な額の会費のあり方について整理する。

(7) 保険のあり方

これまで、学校の部活動で生じた怪我等については、日本スポーツ振興センターの災害救済制度により補償されてきたが、地域移行後の活動についても、十分な補償が受けられるよう、保険の考え方等について整理する。

(8) 学習指導要領を含む関連諸制度等のあり方

学校活動として行われている、現行の部活動の地域への移行に伴い、学習指導要領、高校入試、教師の採用選考等のあり方について整理する。

(9) 地域移行の取組が進められている間の学校における運動部活動のあり方

地域におけるスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の整備に一定の時間を要することが見込まれるところでは、学校の部活動について、そのまま維持するのではなく、改善を速やかに進めることが必要である。

(10) 休日の運動部活動の地域移行の達成時期の目途について

令和5年度の休日の運動部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする。

国は、この目標時期を踏まえ、ガイドラインを今年度早期に改訂し、都道府県は推進計画を策定し、それを基に市町村においても推進計画を策定することが適当である。

3 部活動の地域移行について(めざす姿)

部活動の地域移行とは、学校で行われている部活動を、地域のスポーツ・文化芸術団体、青少年関係団体等の理解と協力のもと、生徒の新しい活動の場としての地域クラブ活動に移行させるための環境整備をすることであり、前記1(6)の提言及び(7)のガイドライン(案)によれば、次の視点により取り組むものである。なお、運営団体・実施主体としては、地域の各種団体等のほか、市区町村も想定されている。

- (1) 活動を学校単位から地域単位に積極的に変えていくこと
- (2) 学校が行う活動ではなくなるもの
- (3) 社会教育法上の社会教育の一環として行われるもの
- (4) スポーツ基本法上のスポーツと位置付けられるもの
- (5) 文化芸術基本法上の文化芸術と位置付けられるもの

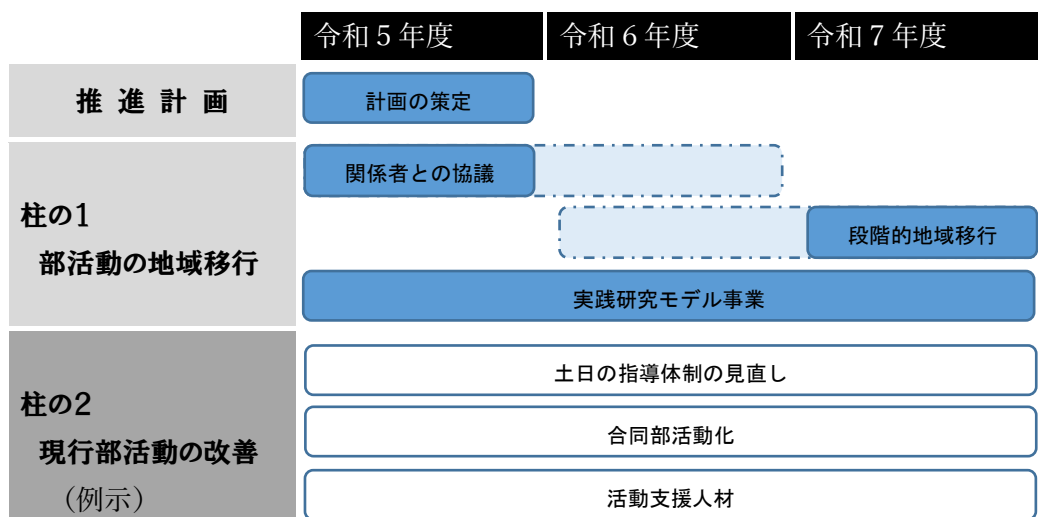
4 今後の推進スケジュール

(1) 基本方針

- ① 部活動の地域移行の推進と、地域移行への過渡期における現行部活動の改善を二本の柱として進める
- ② 国が示す改革推進期間である令和5年度から令和7年度までの間に、前記①のいずれの柱においても土日における教員に頼らない指導体制の構築をめざす

(2) 推進方法

- ① 部活動の改革に関する推進計画を策定し、これに基づき区の区立中学校部活動の地域移行及び移行過渡期における区立中学校部活動の改善を進めていく
- ② 生徒、保護者、学校、スポーツ関係団体、文化芸術関係団体、青少年関係団体等との協議の場を設ける
- ③ 実践研究モデル事業を実施し、そこで得た知見やデータを推進計画の策定や関係者との協議に活用する



(3) 区立中学校部活動の地域移行に関する推進計画の策定（議会報告）スケジュール

- ① 6月 策定方針を議会報告
- ② 9月 中間のまとめを議会報告
- ③ 11月 素案を議会報告
- ④ 2月 原案を議会報告、公表

5 実践研究モデル事業の実施について

- (1) 実施時期 令和5年4月から3年間
- (2) 実施種目 ①女子サッカー ②eスポーツ
- (3) 実施規模 ①について;1チーム(最大30名) ②について;1ユニット(最大60名)
- (4) 実施場所 ①について;旧上板橋第二中学校(予定) ②について;未定
- (5) 実施回数 週1回程度(通年)
- (6) 対象 区内中学生
- (7) 実施主体 板橋区教育委員会
- (8) 技術指導 委託により実施
- (9) 参加費 徴収予定

6 区立中学校の部活動の状況について(指導室「令和3年度部活動実施状況調査」より)

(1) 【区全体の部活動の状況】

部活動数 322部 生徒の加入率 87.5%

(2) 【区全体の指導者の状況】

顧問 547名 (うち専門的指導可能者 291名、53.2%)

部活動指導員 3名

外部指導者(部活動指導補助員等) 導入部数 126部 184名

(3) 【部活動の創設、休部・廃部】

志四中 令和3年度からバレーボール部創設(教員の異動による)

志四中 令和3年度からダンス部創設(地域や保護者の要望による)

上三中 令和3年度から剣道部創設(教員の要望による) 部員12名

赤一中 令和3年度から水泳部 休部・廃部(教員の異動による)

(4) 【活動日数が比較的少ない学校】

板三中 運動部・文化部ともに土日の活動なし。運動部は平日4日、文化部は1～4日(生徒の部活動加入率81%)

志一中 運動部平日3日、土日で1日

志五中 運動部平日2日、土日で1日 吹奏楽部平日3日、土日で1日

西台中 運動部平日2～3日、土日で1日 吹奏楽部平日3日、土日で1日

(5) 【複数校による合同練習や合同で大会に参加する学校】

板三中 卓球部;(練習)

加賀中 卓球部;(練習)

志二中 軟式野球部;(練習、大会)

志四中 軟式野球部;(練習、大会)

志五中 サッカー;(練習、大会) 軟式野球;(練習、大会)

上一中 サッカー;(練習、大会) 軟式野球;(練習、大会)

上三中 サッカー;(大会) バスケ;(大会) ソフトテニス;(大会) 卓球;(大会)

バドミントン;(大会) 軟式野球;(大会) 陸上競技;(練習、大会)

桜川中 サッカー;(大会) 軟式野球;(大会)

赤一中 軟式野球;(練習、大会)

赤二中 陸上競技;(練習、大会)